

平成 30 年 6 月 11 日

第 6 回

議 事 録

小国町農業委員会

平成30年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年6月11日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出
について

第 3 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に
よる農地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
事務局職員	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成30年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、5番 穴井委員、3番 梅木委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 つづいて、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出」を、事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告案件となります。報告第1号です。議案集をめぐって頂いて1ページになります。農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理した事をここに報告する。平成30年6月11日提出。小国町農業委員会会長 松岡克明でございます。土地は下城です。宮ノ前が2筆下原が5筆、合わせて7筆で地目は田でございます。面積は、トータル7筆で7,112㎡です。賃貸人、賃借人以下の通りでございます。親子関係になります。双方の合意により解約の届出が出ております。別紙をご覧くださいと思いますが、別紙の1ページ目の表が親子の合意解約の届出書の写しでございます。これにつきましては、後でこれを受けて条件設定を改めて合意解約ののちに、

経営基盤許可法で貸し借りをする案件が出てまいります。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続いて、日程第3 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案集の1ページを開いて下さい。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年6月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。議案番号1号の番号1でございます。土地は下城の桑鶴迫で、畑です。面積は、1,264㎡です。譲渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。別紙の資料を見て頂きたいと思っております。資料は裏面2ページからになります。4ページを開いて頂きたいと思っておりますが、譲り受け人の農作業の従事情報は、ここに記してある通りでございます。農機具関係もここに記載してある通りでございます。農業歴、機械の状況、それから世帯の状況につきましては5ページです。7ページに権利取得後の周辺地区との関係と地域との役割分担について記載されています。具体的な現場ですが、登記簿の写しが8ページにございまして、最終的な面積が1,264㎡で権利を阻害する抵当権設定等は設定されておりません。それから場所については、9ページにゼンリン地図で印が付けてあります。後、参考の為に地籍図が裏側に付けておりまして、10ページに赤く区切っておりますけれども、現況の写真については11ページです。地目も畑ですけれども、現況も畑の栗林となっております。それから、現地確認の資料が12ページに6月1日という事で現場確認の写しを添付しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 **番** 6月1日の日に事務局の波多野君、それから石松委員と現地確認に参りました。これは、現況の通り畑の中に栗の木が植えてあります。買う人が自分の土地の続きという事で何も問題はないと思いますので皆様方の審議をお願い致します。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議 長 続いて、日程第4 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 続いて議案集の2ページになります。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年6月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。番号2になります。土地は黒淵、猿ヶ原の田でございます。面積が3,170㎡で、3条による無償移転になります。譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。資料につきましては、先ほどの資料の13ページからになります。権利の転移は相手方の要望によるという事でございます、15ページに農機具の所有状況、それから農作業歴、15ページ一番下に当該農地からの

距離は 35 km、45 分という事で書いていますが、この方は大分の日田市に住所があります。16 ページが世帯構成でございまして、下限面積の条件であります 3000 m²は、17 ページの一番上にありますけども、最終的には 5,948 m²という事で条件をクリアしております。それから、周辺地域との関係、地域との役割分担は 18 ページに書いてあります。後、土地の権利関係ですけど、19 ページに登記簿の写しが付けてあります。特に権利関係の問題のある点ではございません。現場の方はゼンリン地図の位置関係が分かるのが 22 ページ。グリーンロード沿いの集落の中にあります。字図と地籍図が 23、24 ページです。現場の状況としましては、写真が 25 ページに付けてあります。地目は田ですけど、現況は畑の栗林に一部なっている部分がございます。確認の書類は 26 ページに現地確認の書類を 6 月 1 日で付けておりまして、この譲り受け人につきましては、昨年 12 月にもこのような形で農地の権利の取得という事で、同じ方が譲り受け人として、譲り渡し人も同じ人なんですけど、昨年 12 月の総会で土地は違いますが、同じような案件で双方の相手方からの要望という事で、農地の取得をされている方でございます。補足ですが、以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

2 番 6 月 1 日、宮崎委員さんと一緒に現地を見させて頂いて、この現地在一年前まで雑木林でケヤキが立っていたんですけど、今年になってから切り倒して栗が植栽されておるという事で、十分農地として活用出来ると思っております。以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 松ぼっくりになったという事なんですけど、今後は栗か何かを植えてする訳ですかね。

2 番 前ですかね

7 番 いや、今からも

2 番 栗を植えています。今。

7 番 切った所は何もないように見えるけどここに植えてあるのですか。

2 番 見つけるのが大変なくらい小さいのです。

事務局長 補足ですけども、一応果実類の樹木については、地目上は農地として栗林はOKですので、引き続き畑の繰り返しの利用という事でも農業の部分に入ります。

2 番 一番下の写真は10年前か何かに植栽したもの。上にもずっと植えている。

5 番 現場は何枚かあるのですか。

2 番 2枚です。

5 番 2枚1筆ですか。

2 番 2筆あります。24ページに1と2で分かれています。一番下の栗林の写真が〇〇かな。狭い方ですね。

事務局長 補足します。今、担当の方からですね、24ページに地籍図が付いております。ここでは分筆しております。ただその、最終的な法務局まで行って農地台帳と替わるのに時間があるんです。そういう事で農地台帳上は、まだ1筆になっています。

4 番 名前も外1名になって2名になっている。

事務局 基本的には、地籍図が外1名になっているんですけども現状の登記上は、もう1名になっているので、そこで地籍と法務局の方で食い違いが出ているので、そこは多分、今後修正して、登記されている方の名義に合わせて、地籍図は1名の名義になってくると思いますので

事務局長 今のご指摘の部分は、19 ページの登記簿を見ると背景が分かると思います。外 1 名で確かに所有者が分かっていたんですけど、最終的には全部移転で一人になっていますので、それが反映されていると思います。

議長 農地が確定するまで、何年も時間がかかりますね。地籍が終わって、法務局出して、検査を受けてする事務だからですね。それでは採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の 3 ページになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積計画の承認について」(利用権貸借)農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成 30 年 6 月 11 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。利用権設定の番号 1 は、場所は下城になります。宮ノ前 2 筆で、新規の利用権設定になりまして、合わせて 2,693 m²、利用権設定をする者、受ける者以下の通りでございます。利用の目的は、水稻・田で期間は 5 年間になります。続いて番号 2 ですが、これから全て番号 3 番号 4 については、利用権設定を受ける者が同じ方なので議案の方で先に情報を説明して、別紙で説明したいと思います。番号 2、同じく下城で 7 筆になります。面積が 7,112 m²。この件は先ほど、合意解約をされた件になります。利用権設定する者以下の通りでございます。同じく、水稻で 5 年間です。先ほどの使用貸借の 3 条による合意解約という事でございます。それから番号 3 です。下城

の2筆ですけども、3,113㎡。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者以下の通りでございます。条件も同じでございます。使用貸借です。次に番号4です。下城で1筆で1,884㎡。利用権設定をする者、受ける者以下の通りでございます。詳しくは別紙の資料を見て頂きたいと思いますが、資料は28ページからになります。利用権設定を受ける方の情報については、全て同じ情報になりますので最初の28ページを補足説明します。利用権設定を受けるこの方は、男で62歳、農作業従事日数は300日。それから世帯構成は男2、女2でございます。後の情報については、全て同じになりますので省略したいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 賃借料が0円になっているけど、牛のエサか何かをここに溜めるためじゃないですか。全部、北河内だから。ここの辺りはズラーツと宮前に田んぼがあった。しかし、酪農家の機械は大きいからここに入るのかなあと思った。何枚か田があるんですね。でも、これだけの量を一人で刈るのはかなり機械が大きくないといけない。酪農家のような機械は入らないだろう。

2 番 質問いいですか。農業経営基盤強化は、借り手の人には特典はどんなものがあったのですか。一万円から加算されるものでしたか。

事務局 長 これ自体の事業によって何か補助金がくる事はないです。今は。

2 番 転作がらみのものはどうですか。

事務局 長 転作がらみは、経営所得安定対策事業というもので反当りいくらというのが、あります。この制度自体は、農地法じゃない所の農地の貸し借りでございまして、メリットとしては自動的に期間がきたら、貸し借りの行為が解消されるというのが一番のメリットです。他の農地法は私達も、もし何年か前に切れ

ていても、当事者が忘れていても農地法はずっと効力が発生するからトラブルの元ですけど、経営基盤強化法は自動的に貸し借りが解消できるというのが、メリットがあります。

- 2 番 昔はそれがメリットだったのだろうけど、今の時代はそれがメリットだとは限らない。実はこうしてだんだん農地が耕作放棄というか、高齢化でどんどん農家が減っていく中で〇〇さんのようによく飼料用米でやっていく方というのは本当に希少で少ないですし、大事に育てていかないかと思うんですよ。そういう点でも補助金はあるのですかと、聞いたんですよ。

事務局長 ご指摘の件はですね、この中にも随分、議案になるまでに議論があった件もあります。それは理由は一つ、経営移譲年金が絡んでいる方とかがですね、親子関係で年金をもらっていて次に貸すといった場合、かなり条件があります。そこで年金がストップするという事があり得ますので、この中の2件程はこの手続きまでハードルを越えた形でようやく〇〇さんの方に利用権設定が出来たという事で非常にありがたいかなあと思っています。なかなかですね、この期限がきても、実際返すという時になって持ち主も作らない、借りてももう契約期間が切れたから返すという宙に浮くような状態の中で、中山間の補助金の方にまで影響しているというのが、ポツポツと今出てき始めてまして、今日合同会議の中で、そういう意見を説明しようかなあと思ってるし、具体的に1件、北里の方で案件で相談がなっていますので、終わり次第、北里の推進委員さんと農業委員さんにはなんとかこの件を宙に浮いた農地をどうするかという事をまた相談にのって頂かないといけないかなあというのがあります。

- 2 番 そうなのがあるなら、この基盤強化促進法にはのせない方がいいのではないかと。これの一番のメリットというのが、5年したら契約が無効になるというか、解約になるのでしょうか。どちらかが異議を唱えた時に解約するくらいでいいのではないかと、思っている。5年にしていたら借り手も年をとっていくので、もう戻すと言う者と、貸し手はましてや貸していたくらいだからもう作れないと言って引き受けなくなる。そういう事もあって、強化促進法のメリットがない。農業委員会がまた別

に一万円が出ていると言うなら話が分かるが、転作がらみだけで出ているのなら、これが通ろうが通らなからうが、この強化促進法に変えなくても普通の農地法の3条で処理しておけば、転作にはちゃんとなるでしょうからね。何でこの促進法にわざわざのせなくてはいけないのかなあと思う。

議 長 手続きが簡略化に出来て、はっきり公表出来るからいいかなというメリットと悪い面も今言われたようにあります。うちの方もあるので。はっきり農地が個人間でしたから、親の相手で貸主の方が強くなって、どうしようかというのがずっと永遠と続いているのもある。やっぱり農地の貸し借りはちゃんとあげていた方が、どっちを取るかは相談の上しないと仕方ない。

7 **番** 管理機構通したら、お金がくるのではないですか

議 長 それも条件が色々ありますね。

事 務 局 長 今のご指摘についてまだまだ説明をしなければいけない所もあるので、例えばの例で説明しますが、別紙の資料を見て頂いて、例えばの話でいいですけど、めくって頂いて今の案件で言うなら私が説明した28ページですね。この実は右下に幹旋農業委員兼推進署名欄ってあるんですね。これですね、国はこの貸し借りを農業委員さんなり、推進委員さんが仲介して貸し借りを成立させた時は、プラス中間管理機構に間にそれをかませて、そして二度手間ですけどAさんから中間管理機構、中間管理機構から借り手と、それをやる事で担い手への集積が計られた場合には、土地を手放した方にも奨励金というのが実際あります。現実にそういう案件もチラホラ小国でも出てきています。後、この右側に幹旋した人の名前と推進委員さんの名前が出てきた場合は、活動記録としてこれが証明になって、国からの活動交付金というのがボーナス支給みたいに報酬とは別に上乘せっていうのがありますが、そこの根拠がこういう所に出てくる。まだまだこれですね、現実的には借り手と受け手以外、大体、二か月前くらいなら、ちょっとうちが躊躇します。そうすると、そこで話が出来ているものだから、普通にここに持ってきます。で

すけど、ここには名前は出てこないですよ。これが今の石松委員がおっしゃったような形で、なかなか作り手もない、けれど誰か探すという事でもし斡旋してうまく成功してこの書類が出てきた時は、そういう仕組みに乗っかると色々な後方支援はございますが、なかなかそれも十分ではないというか、今からの事じゃないかなあと切り出します。ですので、具体的に言いますと誰かと誰かを農地を貸し借りしてピンクの紙で利用権設定した場合は、ここにお名前を書いて頂くような形に、様式上はなっています。

7 番 中間管理機構を通してした場合、後、解約したいとなった時はどうすればいいのですか。

事務局長 全く制度類は一緒です。

1 番 これさっき私は、酪農家だから牧草と思っていたら水稲と書いていますね。でも、北河内と言ったら水がない所でそれでこれだけの面積をよくするなあと思っていた。そして、上からくる水でこの宮ノ前があるだろうかと、思っている。水がとれず、田植えも何もやめてしまったから、あそこ辺りは全然見ないようになった。水が取れないからいっぺんに植えられない。全部、水稲と書いているから。

事務局長 後でまたちょっと確認してみます。ひょっとしたら、水稲という表現の中にWCSが紛れ込んでいる可能性もある。

1 番 そのWCSも何も植えられないくらいある。

6 番 でも、WCSなら飼料用にと、書くのが本当じゃないかな。

1 番 田になっているなら、終わっていないとおかしい。多分、終わっていないとは思いますが、よく買ったと思う。

事務局長 後継者も頑張っていますし、肉も悪い方ではないから、経営的には今が一番あそこは、投資のタイミングではあると思います。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第6回総会を閉会致します。

平成30年第6回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

5 番

3 番